
児童相談所が持つべき多文化社会コーディネート機能

ーソーシャルワーク実践におけるニューカマー家庭の支援事例を通してー

The Coordination Function of Multicultural Society as Seen from Child Consultation Center Support

Supporting New Comer Families in Social Work

田中 良幸*

TANAKA Yoshiyuki

As the lifestyles of foreign residents have diversified not only has the support being offered to adults with differing lifestyles, reasons for coming to Japan and goals become an issue, but so too has the education of second and third generation children born in Japan and abroad. We need an enriched support structure which takes into account an entire view of families who have roots abroad.

Key challenges that arise here include: the influence that language can have on daily life and interpersonal relationships, the significance of Japanese as a native language or as a foreign language, levels of understanding towards foreign residents who live with a variety of different cultural backgrounds and the awareness and understanding of "Japanese people" who make up the host society.

In this paper I will shed light on the perspective and methods of Multicultural Society Coordinators through social work activities at a child support center. Multicultural Society Coordinators suggest that it is profitable to consider those needing support as a minority group. I will also argue that from the dichotomy of Japanese and foreigners, or people with roots abroad, we need to move on and adopt a new perspective from the point of view of a welfare society in which we consider what kind of obstacles there might be to social participation and what kind of support will be necessary for greater social participation. I argue that it is important for we Japanese, as the host society, to create a framework flexible enough for anyone to be accepted as a member of society.

*東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターフェロー／東京都杉並児童相談所児童福祉司・社会福祉士

In order to do this, I assert that we need to adopt, not only the perspectives of advocacy, empowerment and ethnic minorities, but also develop the perspective of a cultural minority as well. Furthermore, I illustrate that it is effective for us to consider a three dimensional coordination function around the axes of spatial spread, time running from the past, the present and the future, and the urgency of the support needed by those concerned.

はじめに——問題の所在：生活者としての視点の必要性

日本に生活基盤を持つ外国出身者は増加の一途を辿っている。平成21年7月に発表された平成20年度末現在の日本の外国人登録者数は約222万人で、総人口の1.74パーセントを占め¹、登録者数及び総人口に占める割合のいずれも過去最高を更新した。ここでは日本に生活基盤を持つ定住外国人に対するホスト社会である日本人側のこれまでの認識を概括し、生活者としての視点から理解することの重要性を述べる。

ところで、日本においては、外国人とはオールドカマーと称される朝鮮半島出身者を中心とする戦前からの定住者のことを指す時代が続いていた。だが、今日、オールドカマーにおいては世代交代が進んでいる。日本語が母語であり日本文化が基底文化となっている日本生まれの3世4世が世帯を形成するようになった。朝鮮半島出身者にとっては母語であった韓国朝鮮語は、若い世代にとっては第二言語・継承語となりつつある。それに伴い、国籍アイデンティティは別にして日本への統合は進んでいる。

今日、定住外国人人口の増加に寄与しているのは、専ら1980年代以降に来日し定住を始めたニューカマーである。従ってこれから論じる定住外国人とはニューカマーを指し示すこととする。これまでの経過を簡単に振り返っておこう。

日本におけるニューカマー問題は、当初、生産領域のグローバル化からみた労働市場や労働環境の問題であった。アジアからの出稼ぎ男性を中心とする研修・技能実習制度²等を利用した各分野における非熟練労働現場への不法就労や、雇用側の給料不払いの就労に関する問題が世間の関心をひいた。日本人労働者が敬遠する3K職場、4K職場を中心に職を得ている外国人労働者の労働環境の劣悪さや労災・福祉厚生等の不十分な対応が「労働問題」として社会的に認知されるようになった。

また、1980年代以降においては、ブラジルやペルー等の中南米諸国におけるハイパーインフレ、日本の景気上昇と円高、さらには1990年における入管法改正のため、ブラジルを中心とする、いわゆる日系人の来日が増加した。最初は男性の単身出稼ぎが多く、目標額を稼ぐと帰国するという形が多かった。その後、必要に応じて再度の

来日を繰り返すリピーターを含め滞在期間が長期化し、かつ家族の呼び寄せが進んだ³。彼ら・彼女ら日系人は、愛知県や群馬県等、大企業の工場群が多く存在する地域に集住するようになった。ところがその後、ゴミ出しルール違反や深夜までパーティーを開く等の騒音問題が近隣トラブルとなり、地域問題として顕在化した。ここにおいて労働時間以外の日常生活や交流のあり方が可視化され、社会的な問題として認識されるようになった。自分たちの生活圏の中で定住外国人の存在を意識せざるを得ない時代となったのである。

さらに、その後の日本の景気後退に伴い、雇用の調整弁として位置付けられ派遣や契約社員として働いていた多くの中南米日系人は失業や転職を余儀なくされる。元々転職が多いとされた日系人は、職を求めて一層の移動傾向が進んだ。この結果、地域との結び付きのない生活を送ることが多くなる。子どもたちは慣れ親しんだ生活から見知らぬ土地へ心の準備が不十分なまま移ることとなり、新しい学校に馴染めず登校できなくなったり、不就学状態のため昼間から街中にたむろする等の子どもの教育問題と認識されるようになった[外国人集住都市会議会員都市 2005]。

このように、家族全体をみることで単に労働に視点を当てていたのでは見えない問題が明らかにされ、生活の問題として把握する必要があるとの認識が出てくるようになった。2001年から設立された外国人集住都市会議はひとつの転換点といえる。しかし、定住外国人の家族の問題を総体として取り上げていないという点で、社会福祉領域における認識は未だ十分ではなかった。

尚、女性の場合はフィリピン⁴やタイ等のアジアさらには南米出身者のセックス産業への従事が国際社会によって人権上の問題としてとり上げられた。しかし、「労働者」問題としてとして扱われている間は、対応するのは法務省、入国管理局、警察、労働基準監督局等であった。この点、東北の農村部を中心とした主に韓国や中国からの国際結婚による花嫁の移住定住が進むことで、同じ女性であっても「労働者」としてではなく、「生活者」として外国人女性を捉える視点が強くなっていく⁵。

「労働者」の視点は「生産領域」の問題であるのに対し、「生活者」の視点では1日24時間をそのまま視野に入れた「再生産領域」[足立2008: 224-262]での対応が必要となる。とりわけ女性の場合には、妊娠、出産、子どもの養育、教育、子育て終了後等の、ライフステージの各イベントに切り込む必要が出てくる。この段階において、課題はごみ出しを始めとする日本の生活習慣の習得や母国の社会規範との違いと日本社会への順応という、外国人側だけのものではなくなった。あるいは妻としてあるいは母親として社会的な役割を持つようになった定住外国人に対して、家庭、近隣、保健医療領域、社会福祉領域、教育領域等の場で、ホスト社会としての日本人側の意識のあり

方が問われるようになった。

さらに、日本人男性と結婚した外国人女性を「生活者」として論じる中で初めて、日本語が十分でないために意思疎通に困難を来し易く精神的ストレスが高まりやすい、家族親族に加えた日常生活圏における人間関係の広がりを持ちにくいと孤立化しやすくなる等の問題が見えるようになった。結婚生活の中での夫婦や同居親族との葛藤や親子のすれ違い等という極めて個人的な問題が、一つの社会問題として支援の対象として取り上げられるようになった背景には、このような経過があることを見逃してはならない。

今日、定住外国人の問題は、一部地域の特殊な問題としてではなく、行政単位の規模の大小に関らず、中心となる課題は日本の中でどこでも起きている問題として検討されるようになった。日本における定住外国人問題は、福祉領域においても重大な課題であるとして、広く認識されているようになっている。

1. 本稿の目的

本稿では社会福祉領域でのソーシャルワークの持つ機能と多文化コーディネーター機能との共通性と有効性を明らかにする。国際結婚の増加により滞り年数が延びるなか、ニューカマーの生活が多様化し、生活上の課題は複雑化している。さらに、外国生まれで親と共に来日した子どもに加えて、日本生まれの二世の問題が教育現場ではクローズアップされるようになった。この結果、大人になってから来日した外国人や外国生まれの子どもだけでなく、日本で生まれた外国にルーツのある家庭の子どもに対する、保健医療、福祉、教育等の各分野の総合的な支援体制の一層の拡充が急務であるとの認識が深まっている。

ところで、区市町行政機関においては行政区域に生活基盤をもっている住民への行政サービス提供という観点から、定住外国人に対して、就労・医療保健・教育・福祉・住宅等の各分野での実効性を担保する様々な配慮と工夫が求められる。広域的な行政を担う都道府県においても課題は同じであるが、東京都に限って言うならば、行政サービスの提供主体としての児童相談所における定住外国人家庭への理解や支援体制は必ずしも十分とはいえない。ここで問題となるのは、言語の及ぼす生活や人間関係への影響と母語あるいは外国語としての日本語の持つ意味、一口にニューカマーとまとめることのできない多様な生活背景を持って暮らしている定住外国人への理解の程度、ニューカマーを受け入れる側であるホスト社会を構成している「日本人」の意識等である。

ここで児童相談所の機能と児童福祉司の職務を簡単に紹介する。児童相談所の最大

の特徴は、子どもの権利擁護機関であるところにある。社会の中では子どもは一人前の扱いをされないことが多い。親権者や大人の意向の中で子どもが従属的に扱われることに対して、まだ心身の発達途上であり、社会経験も不足しているからという理由が正当性をもっている。ところが、今日、大きな社会問題の一つとなっている児童虐待は、親権者や大人の意向尊重だけでは子どもの権利の尊重や福祉の実現を達成できないことがあることを明らかにしている。親の都合を子どもの権利よりも優先させることで生じる虐待行為では、親の利益と子どもの利益が対立する。このような場合、親の意向を尊重することは子どもの権利侵害を助長することになってしまう。子どもの立場に立つて子どもの権利擁護を実現する児童福祉司は、児童心理司と共に子ども一人ひとりの個別の問題を解決するだけでなく、子どもの福祉を実現する社会を構築する使命を担っている。子どもと家庭の問題に法的な根拠を持って介入できる機関として児童相談所は、医療保健福祉や教育等の他領域との一層の連携が問われている。筆者は今年、児童福祉司として9年目を迎えた。経験的には11箇所ある都の児童相談所においては、どの児童福祉司も国際結婚等による異言語異文化背景を持つ子どもや家庭支援を担当することは日常化している。

本論では、多文化社会コーディネーターの視点から児童相談所で支援を行なったある家族について経過を報告する。教育領域と福祉領域の連携の必要性を検討し、今後日本で増えることが予測される定住外国人家族支援の方向性を検討する。

第2章では都の児童相談所の異言語異文化の人びとへの支援の実体と、今後の実効性の高い支援を実現するための課題を明らかにする。第3章では筆者の経験した事例を基にして、異言語視点を持つことが子どもの現在の問題解決に結びつくだけでなく、子どもの将来の可能性と生活の選択肢を増やすことにつながることを述べる。第4章では事例とソーシャルワークにおける方法・価値とコーディネートの関係性について明らかにする。最後に、これらをまとめたうえで、社会福祉領域の理念を援用することでホスト社会としての日本を考える方策を模索していく。

2. 都の児童相談所における外国人要支援者への対応の現状

児童相談所が支援を必要とする子どもや家庭に対して行政サービスを提供する根拠となっている児童福祉法や児童虐待防止法には国籍規定がなく、日本人であるか否かは要件としていない。資格外滞在の親の子どもであっても、また、日本で生まれた国籍を所有していない子ども(無国籍児童)でも、平等に、等しく必要なサービスを提供できる。「子どもの権利条約」(1994年に批准)はこれら子どもと家庭の問題解決への介入にさらに根拠を与えている。この点、生活保護法においては原則的にその対象を

日本国籍を所持する者としており、外国人に対してはあくまで準用として対応していることに比べて、法的にも児童相談所はその機能を有効に発揮できる立場にある。

しかし、児童相談所が定住外国人の生活上の問題を正しく理解し、最適な支援を提供しようとする際には、次の観点からの検討が不可欠となる。

第一には言語の問題がある。筆者の経験では、日本語の会話がある程度できれば、ノン・バーバルなコミュニケーションを交えてお互いに理解しようするため、一定程度まではコミュニケーションを図ることができる。しかし、日本語の読み書き(以下、識字と記す)ができないと日本語を母語とした場合と比較して生活上の不便を来すことが多い。入手できる情報の量と内容や情報鮮度等の質において差が出るからである。このため、限られた情報に基づく生活が続くことで行動の自由度が狭まり、より上質の生活を求めようとしても選択肢が限定されてしまう場合がある。あるいは口コミによる不正確な情報に頼ることで、誤解を生むリスクが高くなる。

これは児童相談所での相談にも当てはまる。児童相談所で受けられる支援の内容、支援の可能性と限界、支援の程度等を正しく理解していないと、利用に際して誤解や不満が出てくる原因となる。全く条件が異なるにもかかわらず、知り合いのAさんが利用できて、なぜ私は駄目なのかと不満を持つ例が典型である。

現在、都は多言語による情報提供を充実させつつある。それでも課題は残されている。東京都福祉保健局のホームページ上では、英語・中国語・「ハングル」語・タイ語・ポルトガル語で救急医療ハンドブックを見ることができる。特に医療領域における緊急対応は時に生命の安全にも関わるため、日本語が理解できないことでの不利益を放置することはできないからである。電話による通訳サービス利用が可能な体制を組んでいる。

児童相談所に関しての利用案内の概略は東京都福祉保健局が提供している“Social Welfare and Public Health in Tokyo (東京の福祉保健)” (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/koho/index.html>よりダウンロード可・2010年11月8日アクセス)を通じて入手できるが、問題はその先にある。ホームページを見て電話や文書で直接、所轄の児童相談所に問い合わせても、現場の職員が多言語対応をできるわけではない。別途通訳を伴する等の言語的な支援を付加することが必要になることが多い。その意味においては、サービス提供はどの言語話者に対しても同等にその質が保たれているわけではない。

さらに、高い識字率を維持してきた日本社会においては、会話と識字とは並立するとの一般的な理解がある。だが、日本語が母語であっても識字の習得度には、学歴や学力、生活環境等で個人差があり、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の能力は必ずし

も同じではない。ましてや日本語が母語ではない人びとにとっては、会話能力は必ずしも識字能力を伴わないということ、従って、日本語会話によりコミュニケーションが図れる人であっても、どの程度の識字能力があるかには注意が必要であることを忘れてはならない。

行政機関は文書主義であり、サービス提供の開始や変更等の通知、あるいは不利益の回復等の権利関係の問題は文書を通じないと主張できない仕組みになっている。日本語識字能力の程度によっては、行政文書を理解し作成するのが困難な場合がある。ところが、これら言語に関することが、現場担当者にはまだ十分には周知されていない傾向がある。

第二の課題は定住外国人の来日経緯や宗教的・文化的背景への理解の不足である。

先に述べたように多くの外国出身者が生活拠点をわが国に求める傾向が強まっている。特に、今日では、日本人男性と結婚したアジアを主とした女性の定住化が一般化しつつある。これに伴い、親に連れられて来日した子どもや、どちらかが外国にルーツのある日本生まれの子どもは増加しつつある。以前筆者が担当していた地区では、どこの小学校中学校でも外国にルーツのある子どもがいた。

子どもの来日年齢、家庭における夫婦間、親子間の意思疎通の中心となる言語、家庭内での生活は日本の生活習慣を取り入れたものか、あるいは母の母国文化を色濃く反映したものか等により、特に学齢前の子どもの言語や基盤となる文化は大きく異なる。さらに親が日本社会への融合度が少ないと、将来の選択肢が狭まる等子どもの社会的不利につながる場合がある。日本社会との距離が遠い親ほど、日本の学校制度の社会的な意味を正しく理解できないまま母国のイメージで判断してしまう可能性があるからである。例えば、義務教育を終了していなくても社会で働く場所に困らないような国の出身の場合、日本で自分の子どもに高校進学させるよりは、早く稼ぎ手となることを期待するということがあり得る。出身国により高校進学の意味が異なるため、日本では最低限高校を出ていないと限られた分野のアルバイトしか仕事を見つけれず、将来の生活を安定させることが難しくなるというイメージを持ってないことから来るミスマッチである。このように、言葉の背景にあるその人がイメージする文化的な文脈としての社会システムや社会状況を正しく理解できていないと、適切な対応が困難になることがある。しかも、要支援者はその時点でそのことに十分な自覚をもっているとは限らない。支援者側はこれらの背景にある問題を構造的に正しく理解できていないと、適切な支援には結びつかない。

なお、難民⁶の存在も忘れてはならない。だが、インドシナからの難民に比べて、例えば、アフガニスタンの少数民族であるハザラ族やミャンマーにおいてはムスリム

であるため宗教的少数派となるロヒンギャ族の問題は日本での認知度は低い。様々な背景を持つ難民が日本でどのような状況におかれているか、その実態について一般の日本人は十分な知識を持っていないのが現実である。ある医療機関では受診した難民の事情が不明であるとして当該大使館に照会してしまい、却って事態が混乱したということが起きている。支援現場においては難民の持つ特殊性への正しい理解が欠かせない。

第三にはホスト社会としてのビジョンの不明瞭さがある。日本は神道、仏教、キリスト教等が共存し宗教的には寛容な面を持つが、宗教が個々の生活を規定することはほとんどない。基本的には世俗社会である。従って、服装やお祈り場面等の可視的な部分のみならず生活スタイルやジェンダーにおいて宗教的規範に規定されているイスラームに対応する際には、支援者は宗教的な基礎的理解を深めておくことが誤解を回避するためには望ましい。

子どもの生活基盤となる施設では、元々は宗教的な意味合いがある初詣やひな祭り、クリスマス等を季節の行事として取り入れている反面、特定の宗教活動が保障されていない場合がある。ある施設では情操教育を兼ねて犬を飼っていたが、イスラームの子どもにとっては犬は不浄の生き物であり、犬のいる空間ではお祈りができない。しかし、この事情は支援者側に十分には理解されておらず、毎日のお祈りをする場を確保したいという子どもの希望は叶わない状態にあった。また、かつては豚肉等の宗教的に禁忌となる食べ物がそのまま出ている施設もあった。ある子どもは豚骨ラーメンが出た時は上に乗っているチャーシューをはずして食べていた。このように、犬がいることや豚骨ラーメンを食べるということに宗教的な意味を持たせた理解は施設職員の側には十分ではなかった。個人の嗜好の問題と理解される傾向があった。今日ではアレルギー食対応という課題ともあいまって、宗教的な食事の配慮についての理解は進んでいる。だが、一人ひとりの希望にすべては対応しきれないという限界が存在する。そして筆者の知る範囲においては、このような状況は決して例外的なものではない。

一般的に、協調度が強い子どもは施設での生活に順応すればする程、日本人化が一層進む。職員と子どもとのコミュニケーションは基本的には日本語であり、食事内容や入浴その他の生活は一般の日本人家庭と同様である。さらに、季節感豊かな生活を体験できるように四季折々の行事を組み込んでいる。加えて、一定の年齢になると幼稚園や学校に通うようになり、日本語を教育言語に日本の歴史や文化を学習していく。事情があつて施設で生活し日本人化した子どもを家庭に引き取るイスラーム家族が、そのことをどう受け取るのかについては、これまで児童相談所を含めた支援者側が十分には理解しきれなかった現実がある。支援者の目標が子どもが施設での生活に馴染む

ことにあれば、この問題は見えてこない。外国の子どもだから日本の子どもたちと仲良くやっていかれるかを心配していたにもかかわらず、こんなに早く皆と打ち解けて一緒に生活することができるようになった、とみればプラスの評価になる。

しかし、もし母国の生活をそのまま維持している家族との生活を再開したり、母国に帰った時にすっかり日本人化した子どもはどういう存在になるのかという視点を持つと、自国の言語や文化に関心を持つことなく日本文化の枠組みに慣れていく過程をプラスでのみ見てはいられなくなる。このように、同じ現象でも視点を変えることで評価は180度違うものになりうる。どの程度日本語や日本文化に馴染むことが妥当なのか？

日本で生活する以上は日本語ができ、日本文化への理解を深めることが必要であるという説明は、一般には当然のこととして社会の理解を得やすい。統合(integration)を求める指向である。しかし、それを突き詰めれば同化主義とつながる。日本を歴史的に振り返る時、特に近現代史におけるオールドカマーの人びとに対する差別・偏見がもたらした社会的な負の遺産を押さえておく必要がある。移民や外国人等、異言語異文化背景のある人々の存在とホスト社会との関係が政治問題化している国は多数ある。だが、日本においては実際には移民化が進んでいるにもかかわらず、ホスト社会としての日本人との関係をどうして行くのかという論議は十分ではない。かつてのオールドカマーのように完全な同化を今後もニューカマーに求めるのか？あるいは、我々には、例えばカナダのように公用語を二言語とする国家⁷を目指す合意があるのであろうか？日本においては未だホスト社会としてどの程度の多文化主義を受け入れるのかの論議は十分ではなく、従って、支援する際のゴールの設定も支援を提供する側の考えにより幅があるのが現実である。同じ結果であっても、ある場合は十分となり、他の場合は不十分とされる。このように課題が山積する現実の中で、モデルとなる十分な指針や支援の枠組みなしで、個々の事例に悪戦苦闘をしているのが支援者側の実状である。

3. 言語的支援が奏功したある子どもの事例⁸

児童相談所に限らず、現在、福祉現場に従事している人びとの多くにとっては、第二言語や異文化コミュニケーション等に関する教育は必須ではなかった。このため、現場では異言語異文化背景をもつ子どもと家庭の支援に必要な知識と方法を十分に持ち合わせないまま、経験的に対応していることがありえる。ここでは、情報不足もあり当初は子どもへの支援に言語的視点がなかったが、その後、家族一人ひとりの生活歴を精査する中で子どもに言語的支援を加える必要性に気づいた事例を提出する。そ

れにより子どもの教育面のみならず、母親の主体的な問題解決意欲の向上にも効果を挙げることに結びついた。視点の当て方の違いにより支援の効果が異なる実例をここで示したい。

3-1. コンサルテーションを受ける前の問題把握と支援状況

本児は、南米出身の父親と日本人の母親の家庭に第二子として生まれ成長した。第一子は小学校6年生、第二子は小学校2年生である。第一子が小学校2年生、第二子が幼稚園年中組の時に、父が母国で事業を始めるため家族で父の母国に渡った。1年半前に家族で日本に帰国したことに伴い、現在の小学校に転入となった。当初、学校では帰国児童である彼らへの日本語補助授業が用意されていた。第一子は学校に来ると学習に積極的な姿勢を見せるが、明日来るかどうかは全く予測がつかない日々を送っていた。第二子は第一子の登校時に一緒に登校するが、なかなか授業に集中できない上、漢字の習得が遅れていた。学校は第一子と第二子が不登校傾向であること、時々登校する第二子が学校の授業についていけないことは理解していたため、本児らの登校意欲に問題があるとして捉えていた。学校は母に、本児らを毎日登校させること、第二子の学習姿勢の習慣がついていないため家庭での指導が必要であることを伝え、協力を求めた。当初は本家庭の抱える問題が十分に見えなかったため学校教育の枠内で解決できる問題として本児らを理解していた。

しかし、学校が用意した日本語補習も、いつ本児らが登校するかが全くわからないため教員の確保が困難になり、中断となった。この状態が長期化したため、学校は母に登校促進を何度も促した。だが、学校から見ると、校長が母に明日から登校させるように伝えても母は明確な返事をせず、きちんと対応しない逃げ腰の姿勢であると映っていた。母は学校には家庭内で何が起きているかは伝えることはなかった。

児童相談所が本家庭に関わった発端は、父の第一子に対する虐待であった。学校で第一子の体に痣があり、「家で父から叩かれた」との話をしたからである。学校から区の子供家庭支援センターを経由して児童相談所に相談が入り、児童相談所はこの家庭に問題があることを把握できた。後になって父から母へのDVが発覚し、福祉事務所は母への支援を開始した。だが、まだこの時は児童相談所と福祉事務所は、本児らの日本語能力の問題は視野には入れていなかった。

3-2. 児童相談所の介入による支援の開始

児童相談所は母とは連絡が取れる状態であったので、母から事情を確認することから始めた。その結果、父は過度の飲酒癖があり、母へのDVや子どもの行動を制限し

ていることがわかった。子どもたちは父の機嫌を損ねないように気を遣う生活を送っていたが、本心としては学校に行きたいという気持ちを持っているとは母は感じていた。だが、母の力だけでは状況を改善させることは叶わなかった。父は何事に対しても被害意識が強くなっていたため医療受診が必要な状態であることが推測されたが、父は受診には拒否的であった。

子どもが年齢相応の生活を取り戻すためには父の問題に手をつけなければならず、児童相談所は保健所や区の関係機関と連絡を取りながら、まず、父の受診実現を当面のゴールに置いた。また、家族の中では母が事態打開のためのキーパーソンであることから、母が自分で考えて動けるよう力づける支援していくこととした。

本稿では支援経過の詳細は割愛するが、父は母や関連機関の尽力により医療機関につながった。父は心身の状況から入院が必要であることが判明し、入院となった。本児らは父の入院と共に登校が再開され、その後は現在まで無遅刻無欠席である。

父が入院して母と本児らと分離できたため、児童相談所の支援は本児らの安全確保から、次のステージである本児らの学校教育の充実を含む生活の質向上に向けて具体化していくこととなった。第一子は国語では特に漢字の遅れがあり、社会科は苦手であるものの、それ以外は何とか授業についていくことができる。第二子は体育や図画工作、音楽が好きであるが、他は苦手であることがわかっている。また、第二子は授業への集中ができず、特に漢字は苦手意識が強かった。第二子は学校教育を父の母国で受け始めたが途中で帰国したため、同一言語による教育は、結局、第一子、第二子共に父の母国でも日本でも受けていなかった。

本児らは毎日元気に登校できるようになっていたが、転校当初と違い、友人と日本語を使つての交流に支障を来たすことがなくなっていた。このため、その後の日本語支援スタッフの派遣はなかった。当初の児童相談所介入時の本児らの課題は登校を再開できるようになることであったため、登校できた段階で福祉領域での支援は終了できるのではないかとされた。

その後年度が替わり、筆者が担当児童福祉司となった。既に学校では本児らは日本語会話が不自由しなかったため、日本語学習の必要性を母は取り立てて感じていなかった。母からの要請がなかったため、学校では追加の言語的配慮はなかった。福祉事務所の母子支援相談員は主に母と対応していたため、支援においては本児らの言語の問題には焦点化されない状態が続いていた。母はどこからも本児らの言語問題を指摘されなかったこともあり、子どもたちが言語上の課題を抱えている可能性があるという自覚を持ってないままであった。筆者は引継ぎの中でこれまでの経過を精査し、現状確認を行った結果、本児らの言語に関する課題に取り組む必要があるとの結論に達

した。このため、児童相談所は言語の問題が、時に子どもたちには大きな課題となる可能性があることを、母や関連支援機関が理解できるようにすることから始めた。この中で本児らにとって現在の教育言語である日本語が、父の母国語に替わって第二言語である日本語となっている問題が浮かび上がってきた。ここから、これまでの生活で獲得した日本語会話運用能力と、学校での学習に使用する読み書きに必要な識字のための日本語能力との区別の必要性等に関して、専門家による本児らの言語的なアセスメントを実施することが有効であることがわかった。そこで、本家庭を支援する各機関が、それら言語的な情報共有をしておく必要性を周知するための会議設定を目標に置いた。

3-3. コンサルテーションに向けた支援姿勢の変化

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター（以下、「センター」と略す）より、日本語教育の専門家である教授からのコンサルテーションを受けることが可能になったため、児童相談所では以下の準備を行なった。

児童相談所では児童福祉司と児童心理司が組んで支援を行なうのが基本である。本児らにも個々に担当児童心理司がついていた。児童相談所の支援方針を協議する際、家族全体への支援を視野に入れるなかで本児らについては言語を含めた支援方法の検討を合同で実施した。その結果、児童心理司だけでは心理面を評価する際に本児らの言語的・文化的なアセスメントとそれに基づく具体的な支援方法を見出すことには限界があることがわかった。このため、専門家からの言語的文化的な知見を得ることで今後の参考とする方向が望ましいとの結論となった。

子ども一人ひとりの課題を解決に導き、将来設計を主体的に考えていくことは母の大切な役目である。そのためには、母が、自分の家庭家族に何が起きたのか、それはどこに原因があったのか、今どのような課題があるのか、課題解決のためには何が必要なのか、解決に向けてどこから手をつけるべきか、について理解していることが大切な要素となる。そこでコンサルテーションの実施に先立ち、事前に母に対して状況説明を行い、理解を取り付けることとした。この役割は児童相談所が担うこととなった。母は本児らの日本語のてにをはの使い方がおかしい、語彙が少ない等、帰国後の本児らの言語的なハンディについて漠然とした不安を抱いたことはあったものの、その問題性については自覚していなかった。父の母国にいた時も家庭内では母は日本語を使っていたことが明らかになったが、特に明確な目的があった訳ではなく、日本の生活の延長で使っていたということであった。

第二子は父の母国で学齢に達し小学校に通い始めたが、学校でわからないことが

あっても、「自分は日本人だからできなくても仕方がないんだ」という口実を使い、帰国後は、今度は、「自分は日本人じゃないから日本語がわからなくてもいいんだ」と、言い訳をしていたことに母は気がついてきた。だが、どうしたらよいかのかわからなくて悩んでいたということが判明した。このため本児らの支援の実効性を高めるためには、まず母の本児らの言葉に関して今置かれている状況への十分な理解が不可欠と判断した。そこで母に本児らにとって今の状況は日本語の会話はできるが読み書きについては十分ではなく、このまま正しい日本語を学習する機会を逸するとダブル・リミテッドの状態となるリスクが高いことを母が理解する必要があることを説明した。そのためには言語的な専門家のコンサルテーションを受けることが必要であり、それは現実に可能であることを伝えた。次に、家族を支援するためには、現在かかわっている関連機関が子どもの言語的な課題を初めとする情報共有をしていることが大切であることを母に伝え、関係機関担当者が集まるコンサルテーションの場への母の参加の必要性を説明した。母は本児らへの言語的な支援の必要性に関心を寄せたため、コンサルテーション当日の母の参加要請を行い、承諾を得た。

関連機関担当者の情報共有が必要として、本児らの在籍小学校、母のDV被害相談全般を担当する母子相談担当、及び、主に父の医療的な関わりとDV被害を受けた母の精神的な支援を担当する保健所地区担当保健師に連絡を入れた。母はDV環境下におかれ心にゆとりがもてない状態に陥っていることが懸念されたため、保健師の支援を受けていた。それぞれ課題を抱えている子どもへの注意深い養育が必要な状況ではあるが、母はこれまで本来の力を十分に発揮できる環境になく、養育に集中できていなかったと考えたからである。児童相談所から見ると、子どもの福祉の向上を実現するためには、いかにして母が、必要とする養育力を回復できるかに焦点を当てた支援が不可欠である。そのためには心のゆとりを取り戻せる支援が母には必要であり、併せて子ども自身の持つ成長力を引き出す支援を継続的に本児らに対して行なうことが不可欠と判断した。このため関係者全員が、この家庭に何が起きていたのか、家族全体の現状と母及び子ども一人ひとりの状況についての共通理解をもてるようにする必要があった。そこで、これまで各機関が入手している情報と支援経過についての情報共有ができる場⁹を設定することとした。

3-4. 日本語教育の専門家である大学教授によるコンサルテーション

日本語教育の専門家である大学教授によって、以下の説明と助言がなされた。

- (1) 言語の発達から考えると、子どもの言語学習には臨界期があり、おおよそ10

歳前後までに母語となる言語の習得が行なわれること重要となる。この家庭においては日本語優位で会話がなされていたが、子どもの言語的混乱を避けるためには一つの言語を使用することが望ましいことが説明された。

- (2) 本児らの日本語能力は、日本で義務教育をスタートした同年齢同学年の子どもたちに比べると遅れている部分があることが想定されるため、学校においては取り出しによる日本語習得のための補習が有効になる場合がある。本児らの各教科学習について、どの程度の課題がこなせているのかを確認することが必要である。
- (3) 子どもの学習で必要となる日本語能力強化に関しては、家庭で母が学習機会を作るなどして、子どもが日本語学習に向かえる時間を確保する必要がある。

3-5. 子どもの日本語習得促進支援の再開と家族支援

コンサルテーションを受けて、早速、以下のことが確認された。

- (1) 母はこれまでは子どもの言語的な課題については十分に関心を向けてこなかったが、本児らが今後も日本で生活をしていくことを考えると、日本語能力の獲得を促進する必要があることが自覚し始めた。
- (2) 児童相談所では、児童心理司は言語的観点からの本児の状況把握を検討することとなった。併せて、児童相談所で支援を行なっている本児らと同様の状況にある帰国児童等の子どもたちには言語的視点からの検討が必要であるとの認識が深まった。
- (3) 小学校からは、中断していた日本語補習については当初担当していた日本語教師が、本児らの日本語習得状況に懸念を持っていたとの説明があった。今回のコンサルテーションを受けて、「保護者からの要望」という形で、母が小学校に本児らの日本語学習の取り出し補習を希望すれば、小学校として応えていく用意があることが母に伝えられた。これを受けて、母は小学校に対して、家の都合で本児らが小学校を休んでいたため、自分からは学校に対して要望を出しにくかったとの気持ちを表明できた。そして母は学校からの申し出を受けて、近日中に実施される予定の保護者懇談会の場を早速活用して、本児らへの日本語補習を希望することとした。小学校はこれまで母が学校に消極的にしか協力できなかった理由がわかり、改めて関係性の改善のきっかけがつかめる場とすることができた。
- (4) さらに、本児らが父の母国で獲得した言語を文化資本として保持することが

将来の本児らの選択肢拡大に資する可能性があるとの意見が出された。父の母国語の識字能力を維持している第一子については、タイミングをみて母国語の運用能力維持を図る機会の提供を長期的な課題として組み入れることが望ましいとされた。

3-6. その後の経過

父の入院後、それまでは気持ちを固めることができなかった母は、子供たちの将来を考えて離婚することを決断した。父は退院後、母国に帰国することとなった。母が新たな生活に踏み出せる支援を継続すると共に、本児らの言語的な課題について支援の話題の中に組み入れることで母が子どもの養育により一層気持ちを向けられるようにしていくことが次の課題となった。

この間、母子だけの生活の中で本児らは学校で学習に集中すると共に、学校の友人らとの交流を積極的に楽しむ時間を取り戻した。また、第二子においては週6時間の取り出しによる日本語補習を受けることで小学校1年生からやり直し、それまで苦手であった漢字学習にも以前より集中して取り組めるようになった。母は心のゆとりを取り戻す中で、学習に心配な点の多い第二子の漢字学習を見る時間を持てるようになった。第一子は父が帰国したことで気持ちの整理が付き、今後は日本人として生きていくという気持ちが確立し、自分から積極的に学習時間を家庭で持つようになっていった。小学校から第一子についてはクラスの子供たちと遜色ない程度まで学習が追いついてきたことを評価されている。母の薦めもあり、第一子は父の国の言葉を忘れないようにと、毎日自宅で母国で使っていた教科書を声を出して読むようになった。他方、母子は将来にわたって日本で生活していく方向を決めたため、本児らはこれまでの父の国が日本かという揺れ動く気持ちから、「日本で生活をしていく」、「日本人として生きていく」という気持ちに固まった。母はこれまで途切れがちであった母方親族との交流が再開し、母方親族と話し合いを行なった結果、今後は自分が家計を支えるとの自覚が生まれた。現在は仕事と子どもの養育を両立させた生活をしている。

本児らの生活が父母の離婚と父の帰国によって安定が確保されたこと、将来にわたっての生活安定の方向性が見えてきたこと、本児らは学校に休むことなく通っており、第二子は日本語補習を受けながらであるが、学習面や友人関係でも特に問題なく生活ができていることから、児童相談所としての直接的な支援は終了とした。

しかし、母子の生活全体の安定と向上については、今後も必要に応じた対応が必要として区の各担当部署が経過を見ていくこととなった。また、第一子への父の母国語を継承語として位置づけるためには、タイミングを図りながら適切な支援者を確保し

てその運用能力の維持と拡大を図る支援の可能性を残していると判断された。この件に関しては現状では行政分野のみでは支援効果に限界があり、大学関係者やNPO等の民間団体の力を借りることを想定し、今後の母の主体的な動きに結びつく情報の提供がなされた。

ここでは筆者が関った事例を用いて、大学教授による子どもへの言語的なコンサルテーションを受けて展開した支援の経過を簡単に紹介した。次にこの支援をソーシャルワークの観点から整理してみる。これまで述べてきた支援の枠組みはソーシャルワーク理論によっており、コーディネート機能を明らかにする際に役立つと思われるからである。

4. ソーシャルワークをととした検討課題

4-1. 価値

ソーシャルワークにおいては、文化的多様性を尊重することや、傷つきやすい人々を差別し搾取する状況を防止し、排除することは重要な価値であるとされている¹⁰。ここから集団指向的な傾向がある日本においては、自分たちとは異なる背景を持つ人びとに対して、無意識ではあっても自分たちと同等の存在になることを求める傾向が強いことに支援者は自覚的である必要があることに気づく。特に行政職員は民間の人びとよりも権力的な職務に携わることがあるため、この価値を自覚しておくことは必要である。

日本における障害者の社会参画を促進するための法整備は、以前よりは格段に進んでいる。しかし、企業に義務づけられた障害者雇用比率が未だ達成されていない現状にみるように、身体的あるいは精神的な障害を持つ人びとが社会を構成する一員として、真の意味において受け入れられているとは未だ言えない。人は誰でも平等であるべきであるという類の総論としてではなく、自分の会社の隣の席に障害を持つ人が同僚として席を持った時にどのように自分がかかわることができるのかを考えた時、戸惑いを感じる人は大勢いることであろう。隣人としての具体的な関係づくりや具体的な場面における支援については日常接することが少ない人は、どうしても不慣れからくる戸惑いが残ってしまいがちである。その意味では受け入れ側としての我々の意識が課題として今なお残されている。さらに、同性愛者は一部マスコミには登場するようにはなってきたとは言え、社会的主流の位置を獲得できているとは言いがたい。このような障害者や同性愛者に代表される社会的には周縁化されがちなマイノリティである立場の人びとをいかに自分の隣の人として認識し、共に生活する仲間として受容できるのかは、今日、日本人一人ひとりが取り組むべき大きな課題の一つとして残さ

れている。社会包摂はこの課題に取り組むことなしには実現しえない。社会的マイノリティの人びとを社会に包摂できるようにするためには、当事者であるマイノリティの人びとの主体的な社会的なかかわりと、そのかかわりを真摯に受け止めることで、選択された個々の個性を尊重した生き方を受け入れることがホスト社会には求められる。

このような状況下、グローバリゼーションの時代であるからこそ、定住外国人を越境するエスニック・マイノリティとしての視点でのみならず、ひとりの人間としての価値を損なうことなく、その人の生活文化を尊重する視点を大切にすることには意義がある。そのためには、他のマイノリティと同様、エスニック・マイノリティを日本における文化的マイノリティとしての視点を併せ持つことが重要となる。

「日本で生活するなら日本語を知らないと不便だから日本語の勉強をすることは必要である」、「日本にいるなら日本の生活習慣には早く慣れておくほうがいい」等、ある意味では至極当然な事柄ではあるが、親切心からであってもそれが知らず知らずに定住外国人に向けられると、いつの間にか日本への同化を求めることにつながるリスクがある。反対に、言語や文化、規範等の共有が十分ではないとみなされる人々を「日本語ができないから同じ仕事でも給料は安くても仕方がない」等、社会的に不利な立場に追いやり、無自覚のうちに排除をする側に立ってしまう怖れがあることを忘れてはならない。何らかの障がいや異なる嗜好を持つ人びとに対して「自分たちとはやり方やペース等が違うから一緒に仕事することはできない」とする論理と同一のものであるからである。

本児らは、学校ではマイノリティとして位置付けられる。父の母国と日本を行き来しているために日本での生活を継続しておらず、日本語能力の不足で授業に十分についていけないため、結果的に学習に追いつくことのできないグループに入っていることが理由の一つである。さらに、父の母国は経済的には日本には及ばず、父の母国語は日本においては英語のようなメジャー言語ではないため、本児らが父の母国語を話せるメリットはクラスメートの間で評価されにくいことが二つ目の理由である。この意味では本児らはマイノリティの中のマイノリティとして位置付けされる。

ソーシャルワークでは、多文化社会コーディネーターに求められる異言語異文化背景のある人びとへの支援を、マイノリティ集団への支援と読み替えることが可能である。先に述べたように、マイノリティへの社会包摂へのための理念と方法論がそのまま適応できる。

多文化社会コーディネーターに求められるのは、日本におけるエスニック・マイノリティの置かれた社会的状況という文脈のみならず、世界を視野に入れて考えた場合

にその出来事が日本と日本人にとってどのような意味があるのかを勘案できる視野の広さと洞察力である。と同時に、個々の事例においてはこれまでの生活歴を含めた個別の事情を十分に配慮した具体的支援を提供できる力量である。そして、このような支援を実現するためには、ソーシャルワーク実践において自己覚知として定義づけられている、自己と当事者との間に働く心理的力動関係への自覚的なまなざしを身につけていることは有効である。自己覚知とは、自己と当事者との距離を常に適切に保つことである。自己のこれまでの経験から生じてくる渦に相手を巻き込まず、また、揺れ動く相手に巻き込まれないことで課題達成に向けた諸条件を常に最適に保つことが可能となる。

4.2. 方法

子どもが支援を受ける当事者であることは当然であるが、年齢が低くなるほど親の養育下での生活が主となる。このため、家族全体を対象とした支援の中に、子ども自身の権利擁護(アドボカシー advocacy)の視点を十分に取り入れることが重要となる。また、当事者の持つ潜在能力に着目したエンパワメントが不可欠な要素となることも、本事例からも明らかである。第一に、子どもを養育する主たる役割を担う母が心身のゆとりを十分に取り戻し自分らしい子育てができるようになることが、第二に、子ども自身が持っている潜在的な能力をいかに発揮できるかが必要とされる。本事例では、とりわけ、母親へのエンパワメントを意識した支援を行ってきた。

この他、ソーシャルワークにおいては、ソーシャルサポート・ネットワークとして、公私の機関や人的なサポートを有機的に連携させその機能を駆使することで、当事者自身の生活を維持するだけでなく、将来をより豊かなより質の高いものにしていく可能性を大切にするという視点が確立している。本事例では公的機関を中心としたネットワークを構築し家族全体を支援する方法を取った。だが、このほかにも父の入院と帰国に関しては区の子育て支援部署は入院先の病院のソーシャルワーカーと連絡を取り合っている。さらに、直接には児童相談所や区の機関との具体的な接点はなかったが、本児らにとっては学校のクラスメートの存在は大きなサポートとなっていることを忘れてはならない。ソーシャルサポート・ネットワークでは公的な機関同士の連携が問われがちであるものの、支援者側には可視化されない当事者が持っている私的サポートネットワークの存在を常に意識しておく必要がある。そして、それは当事者自身が自らの必要性に応じて自分でネットワークの力をアレンジしていく力をつけるという目標を頭に置いた支援であることが重要である。

4-3. コーディネート機能

本事例から導かれるコーディネート機能を、当センターで実践の中から導き出した6つの能力¹¹に加えて整理すると次のようになる。

第一に、現在関係している各機関の機能を再編することで、課題解決に結びつくネットワークを形成したことである。例としては、これまで結び付きが切れていた学校と母との関係が、言語的な視点からの子どもへの支援の助言やコンサルテーションを通じて、再度、ネットワーク化されたことをあげることができる。

第二に、コーディネートを行なう過程で、そこに参加している機関同士あるいは個人同士の間で新たな力動が発生したことである。それは支援者が当初意図した力動である場合もあれば、機関の新たな役割の発見や会議参加者からの情報により新たなネットワークの可能性が見出される等の、予想外の展開を見せる場合とがある。この事例では、学校が一度断ち切れていた日本語補習時間の提供を母に提案した。学校からの発言を受けて、母はこれまでより学校を身近に感じる事ができた。これはコーディネーターとしての児童相談所担当者が描いていたネットワークの効果以外の成果であった。また、母は提案に対して前向きな意見をもっていることが確認された。このようなチャンスをコーディネーターは見逃すことなく今後の支援に活用することが望ましい。児童相談所は学校に対して必要な手続きを確認し、母にはその手続きが遅滞なくできるよう助言を行なった。これにより、第二子は再度個別学習の機会を得ることで日本語能力の向上を図るきっかけに結びつける事ができた。

第三に、父の母語の識字能力の維持に関しては、第一子の文化資本の蓄積としてみることができることである。このため、近い将来に第一子が父の母国の言語能力を活用したいと希望した時を想定して、今から言語維持に役立つような資源を探し始めることで、将来の次なるネットワークの可能性を検討することとなった。具体的には、父の母国の人びとが都内で定期的に集まって情報を交換したり親睦を深めている活動を上手に利用することで、第一子の言語能力を活かせる機会を探っていくこととなった。第一子と同じような日本生まれの二世に対してそこで母国語学習の機会が提供されているということがわかったからである。現在はネットワーク化されていない機関との結びつきが将来役立つことを想定して連携の準備をすることで、生活の質向上に向けた支援の道筋をつけた。これは今後の活用できる社会資源を提示することで、当事者である母と本児らが自分たちの判断で必要な時に必要な支援を主体的に使うことができるという情報を伝えることであり、それが母と本児らのエンパワメントにつながる。

このように、社会生活上の空間的広がり軸と、過去・現在・未来を見通す時間軸、

さらに当事者の必要に応じた重要度をみる軸の3次元からのコーディネート機能の検討が、実践では有効であることを示唆する結論を得ることができた。

おわりに——多文化社会コーディネート機能

外国出身者が自動的にそのまま日本の社会的マイノリティになるわけではないことは言うまでもない。現在、多くの経済的に豊かな国々では高度の専門的技能・技術や知識を持った人びとを移民として受入れることに積極的である。自国の世界との競争力を高め、国力の維持向上を図ることが目的であり、この場合の移民は社会の主流に参入することが期待されている人々である。

しかし、異言語異文化背景を持つ人びとが移住先で生活基盤をつくりあげるには、その国で生まれ育った人に比べると、より多くの困難やリスクが付きまといがちであることは確かである。社会の周縁に位置づけられるマイノリティは社会の主流の位置にある人びとよりも文化資本や社会関係資本の蓄積が少ない傾向にある。従って、マイノリティ集団が社会的に主流の地位を獲得できるためには、周縁的な地位に置かれている当事者へのエンパワメントを主眼においたアプローチが有効である。必要なタイミングで一番有利な選択するに足る最新かつ良質の情報の入手が可能となる状況を自身でいかに創り上げるかが大切である。

ソーシャルワークにおいては個人や家族を対象とする時は、生活の質を高めること、主体性を持って自己実現を図れるようにすることが目標となっている。併せて、社会に働きかけることで、これまで周縁化された地位にいた人びとが社会の中に再び自己の居場所を見つけ、それぞれの持つ能力を十分に発揮することで社会の一員として貢献できる機会を自ら創り出していける支援を提供することが肝要である。これにより障害者等の社会的マイノリティの人びとや文化的マイノリティの人々の社会的包摂を達成しようとする。繰り返しとなるが、マイノリティの立場にある人が社会的な立ち位置を自分自身の立場から主体的に決定できるところに包摂の意味があった。

多言語・多文化社会コーディネートに期待される機能とはまさしくこのことではないであろうか。出自にこだわらず、一人の人間としてその持てる力を十分に発揮できる環境を提供できる社会こそが多文化共生社会の実現に必須な要件である。多文化社会コーディネーターには、その時その時の状況に一番適切と思われる具体的な関わりを持つことが期待されている。日常生活においては常にベストの選択ができるわけではない。その時々状況に合わせて時にはセカンドベストの選択肢を選ぶ、あるいは最悪のシナリオを回避するための方法を想定しておく支援の柔軟性が求められている。

本稿では、多文化社会コーディネートに社会福祉の理念を援用することの意義と、支援の方法にはソーシャルワークからの技法が有効であることを示した。福祉領域からは、日本人であるか否かを問わず、社会の主流文化に位置するか否かを問わず、誰もが暮らしやすい共生社会の構築を目指すことの可能性と妥当性を述べた。ソーシャルワークの方法や価値を述べる中で、日本人と外国人あるいは外国にルーツを持つ人びとという二項対立からの多言語・多文化社会の理解だけでなく、社会生活や活動にどの程度の支障があるのか、社会参加や社会参画に向けてどの程度まで支援が必要かという生活者の立場に焦点を当てた視点の重要性を提起した。一人ひとりの個別の必要性に焦点を当てることで、課題を達成するために必要となる多角的なコーディネート機能の拡充を図っていくための具体的な道筋が可能となる。地道ではあるがこのような作業を積み重ねていく過程の積み重ねが、多様な価値観を認め合うことができる懐の深い社会を実現するためには必要である。誰もが社会を構成する一員として受け入れられるゆとりと、そのための仕組みを社会に実現するためには、ホスト社会である我々日本人がこれらを十分に議論し、どのような社会を創っていくのかという合意が欠かせない。医療・保健・福祉・教育・労働等の仕組みに異言語異文化の人びととの共存の方策を組み込むことが政治的に可能になった時こそが、社会包摂を実現する要件が整った社会の到来であることは論を待たない。

[注]

- 1 入国管理局統計 <http://www.immi-moj.go.jp/toukei/index.html><2010年1月25日アクセス>を参照した。
- 2 1981年に国際貢献と国際協力の一環として外国人研修制度としての在留資格が創設された。その後、1993年には技能実習制度が導入されている。
- 3 ブラジルについては、たとえば、大宮知信 『デカセギー逆流する日系ブラジル人―』(草思社、1997年)に、日本への移民の背景や動機とそれ後の動向について詳しく述べられている。
- 4 古くは、たとえば、別冊宝島54で特集として『ジャパゆきさん物語』(JICC出版局、1992年)が日本人の視点でフィリピン人女性エンターテナーについての現状をレポートしている。さらに、バリエスカスとマリア・ロザリオ・ピケロによる『フィリピン女性エンターテナーの世界』(明石書店、1993年)は、フィリピン側の視点で来日するフィリピン人女性について問題提起を行なっている代表的なものである。
- 5 桑山紀彦の『国際結婚とストレス―アジアからの花嫁と変容するニッポンの家族―』(明石書店、1995年)は、東北地方の国際結婚仮定について論及した代表的なものである。
- 6 難民とは戦争や政治的な理由等でこれまで生活していた土地を離れざるを得ない状況に追い込まれ、脱出に成功した人々である。1975年以降、ベトナムからのボートピープルやインドシナからの難民の受入れを行ってきた。1981年には日本は難民条約に加入した。難民条約に加入した国は庇護を求める難民を受け入れ、保護する義務がある。日本でもその後の法改正を経て1982年から難民条約に

沿った難民認定の手続きが行われている。今年度からは3年計画で第三国定住による難民受入れを開始し、2010年9月にはミャンマーの少数民族であるカレン族の3家族18人の難民が入国した。難民の多くは、脱出途中で多くの仲間が生命を落としたり脱落していく場面を目撃している。さらに、現在生活をしている国が希望国ではない場合は将来への見通しを持たず、精神的にも過酷な状況にある割合が高いとされている[野田2009: 403-413]。

- 7 カナダが英語とフランス語をカナダの公用語と規定したのは公用語法(The Official Languages Act)を1969年に制定してから後である。
- 8 プライバシー保護のため一部情報を変更した。
- 9 要保護児童対策地域協議会のことを指す。児童虐待を受けている子どものほか、非行児童等(以下「要保護児童」という。)の早期発見及び適切な保護を図るため、児童福祉等に係る関係機関等により構成される児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策協議会を開催できることとなった。これにより個人情報保護の規定をはずして当事者の了解を必ずしも得る必要なく個人情報の共有化を図ることができるようになった。
- 10 たとえば、Kirst-Ashman, Karen,Kによる『マクロからミクロのジェネラリスト ソーシャルワーク実践の展開』(筒井書房、2007年)およびカナダソーシャルワーカー協会編(仲村優一監訳)『ソーシャルワークとグローバリゼーション』(相川書房、2003年)に詳しい。
- 11 コーディネーターに求められる能力として、ファシリテーション力、ネットワーク力、化課題の把握・分析・設定能力、情報の収集・編集・発信力、デザイン・プログラム力、プレゼンテーション力の6つを挙げている。詳細は、杉澤経子 2010、「多文化社会コーディネーターの専門性と職能」、『シリーズ多言語・多文化協働実践研究別冊3 多文化社会コーディネーター 専門性と社会的役割—「多文化社会コーディネーター養成プログラムの取組みから」—』、p8-35 東京外国語大学 多言語多文化教育研究センター、を参照のこと。

[文献]

- 足立眞理子, 2008, 「再生産領域のグローバル化と世帯保持(householding)」伊藤るり・足立眞理子編著『ジェンダー研究のフロンティア2 国際移動と連鎖するジェンダー 再生産領域のグローバル化』作品社, 224-262.
- 外国人集住都市会議会員都市, 2005, 「外国人集住都市会議よっかいち2005 多文化共生社会をめざして ～未来を担う子どもたちのために～ 報告書」.
- 野田文, 2009, 『マイノリティの精神医学—疾病・障害・民族少数派を診つづけて—』大正大学出版会.